

平成27年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

平成28年 3月25日（金）

開 会 14時30分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
委員長 徳 田 昌 生		○	
委 員 門 馬 富士子	○		委員長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
教育長 鎌 田 英 暢	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	百 井 宏 己
生涯学習部次長（教育指導担当）	武 田 淳
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	蛭 谷 学 俊
学校教育課長	安 崎 克 仁
文化財課長	工 藤 義 衛
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
教育支援センター長	板 谷 英 郁
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
生涯学習部参事（指導担当）	濱 本 賢 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 招致外国青年就業規則の一部改正について
- 議案第2号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 議案第3号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について
- 議案第4号 石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について
- 議案第5号 石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第6号 石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第7号 石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部改正について
- 議案第8号 石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部改正について
- 議案第9号 石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部改正について
- 議案第10号 石狩市公民館条例施行規則の一部改正について
- 議案第11号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第12号 教職員の処分内申について
- 報告第1号 教職員の処分について（結果）

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 厚田資料室の休館について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

委員長の病気による定例会欠席に伴い、委員長職務代理者が議事進行を行うことについて

（門馬委員長職務代理者）開会前に申し上げます。本日、徳田委員長におかれましては、病気により定例会を欠席する旨の連絡がありました。つきましては、本日の定例会の議事進行を、委員長職務代理者である私、門馬富士子が行うことについて、ご異議はありませんか。

異議なし

（門馬委員長職務代理者）ご異議なしと認めます。

開会宣告

（門馬委員長職務代理者）ただ今から、平成27年度教育委員会会議3月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名

（門馬委員長職務代理者）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、山本委員にお願いします。

日程第2 議案審議

（門馬委員長職務代理者）日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号 招致外国青年就業規則の一部改正について

（門馬委員長職務代理者）議案第1号、招致外国青年就業規則の一部改正について、事務局から提案願います。

（鎌田教育長）議案第1号、招致外国青年就業規則の一部改正についてですが、英語指導助手、いわゆるALTの勤務時間や休日などの服務に関する事項を、実態にあわせた形で、市の職員に準じた内容に改正をしようというものであ

ります。詳細については、担当の者からご説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

（蛭谷総務企画課長）私から議案第1号、招致外国青年就業規則の一部改正について、説明申し上げます。ただ今、教育長からも説明がありましたように、本市に勤務します英語指導助手、ALTの休憩時間、休暇等の取得、有給休暇に係る取得単位等について実情に合わせると共に、子の看護休暇について所要の改正を行うものでございます。別冊資料の1ページ及び2ページをご覧くださいと存じます。改正の内容について説明をさせていただきます。まず第10条において、勤務時間内における休憩時間について、市の一般職との均衡を考慮し改正するものです。その他、同条の第3項、第4項では字句の修正を行っております。次に第11条におきましては、休日は勤務を要しない日であることの明確化と、休日と週休日が重なった場合の取り扱いを定めたほか、休日勤務の振替に関する規定について、市職員の勤務時間休暇等に関する条例に準じた規定の整備を行っております。第12条におきましては、年次有給休暇につきまして、取得単位について市の職員に準じて改正を行うものです。例えば時間で休暇を取得した場合、これを日に換算する場合、ALTの場合は1日あたりの勤務時間が7時間ということで、ここは7時間が1日となるといったような規定を整備しているところでございます。最後に第14条では、小学校入学前の子の看護に関しまして、養育する子が複数いる場合については特別休暇日数を10日以内にすることを新たに設けたものでございます。規則の施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。私からは以上です。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

（門馬委員長職務代理者）ただ今、提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）今回基本的には実態にあわせて規則を見直すものと伺いましたが、第14条（9）について、これまでは5日の範囲内の期間としていたものが、養育する子が複数の場合は10日になるということですが、ここも実態に合わせて行うということなのでしょうか。

（蛭谷総務企画課長）はい。ここの部分については、現状において必ずしも該当するALTがいるわけではございませんが、今後もこの制度を考えましたときに、勤務条件や勤務環境を整備するうえで、複数の子がいる場合についてはこの日数の限度期間を、市職員の規定の考え方も考慮する中で、このように制度を整えるという趣旨でございます。私からは以上です。

(松尾委員) わかりました。

(門馬委員長職務代理者) 他に質問等はありませんか。

質問なし

(門馬委員長職務代理者) 他に質疑等がないようですので、議案第1号について原案どおり可決としてよろしいでしょうか。

異議なし

(門馬委員長職務代理者) ご異議なしと認め、議案第1号につきましては原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

(門馬委員長職務代理者) 議案第2号、石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、提案お願いいたします。

(鎌田教育長) 議案第2号、石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正についてであります。被用者年金制度の一元化が行われ、それに伴って政令の一部が改正になりました。それと関連する規定を、字句の修正などを含めて、所要の改正を行おうとするものでございます。詳細については、担当の方からご説明させていただきますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

(安崎学校教育課長) それでは、議案第2号についてご説明いたします。資料の3ページからとなります。この条例は、非常勤の学校医等が公務上での負傷や障がい、あるいは、死亡した際に補償の範囲や金額、支給方法を定めたものです。それらは公立学校の学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に定めるとおりに行うものとされております。この度、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

この公務災害補償の基準を定める政令が一部改正されたことから、それに伴う所要の改正を行うものです。内容としましては、政令の附則第3条関係の表に定める年金の名称が改められたため、この資料にあります7つの関係様式の字句を改めるものです。4ページでは、別記第3号様式その2になりますけれども、休業補償請求書の裏面の注意事項を改めます。同様に6ページ、別記第3号様式その3になりますが、障害補償年金請求書の注意事項、7ページ別記第3号様式のその6になりますが、遺族補償年金請求書の注意事項、9ページ、別記第9号様式のその1、障害の現状報告書については、6の年金の種類の字句を改めています。10ページ、別記第9号様式その2になりますが、障害の現状報告書も同様に、年金の種類の字句を改めております。12ページ遺族の現状報告書3の年金の種類の字句を改めております。最後になりますが、13ページの別記第12号様式、それぞれ右上にあります、年金の種類の字句も改めております。施行日につきましては、平成28年4月1日とするものであります。以上で説明を終わります。宜しくご審議をお願いいたします。

（門馬委員長職務代理者）ありがとうございました。ただ今、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

（門馬委員長職務代理者）それでは私から質問いたします。今まで石狩市で学校医等が事故に遭い、この条例が適用された事例はあるのでしょうか。

（安崎学校教育課長）少なくとも、私が平成15年度当時、学校教育課にありましたときには、学校医が公務の途中で車の事故に遭ったという事例はありませんでした。それ以降も学校医が怪我をしたというような事例は聞き及んでおりません。

（門馬委員長職務代理者）わかりました。他にご質問等はありませんか。

質問なし

（門馬委員長職務代理者）他に質疑等がないようですので、議案第2号について原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（門馬委員長職務代理者）ご異議なしと認め、議案第2号につきましては原案どおり可決いたしました。

（門馬委員長職務代理者）次に、議案第 3 号、石狩市立学校通学区域規則の一部改正について、議案第 4 号、石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について、議案第 5 号、石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について、議案第 6 号、石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について、議案第 7 号、石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部改正について、議案第 8 号、石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部改正について、議案第 9 号、石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部改正について、議案第 10 号、石狩市公民館条例施行規則の一部改正について、議案第 11 号、石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について、以上、議案第 3 号から第 11 号については、提案内容に関連性がありますので、一括して提案をお願いします。

（鎌田教育長）それでは私から、議案第 3 号、石狩市立学校通学区域規則の一部改正について、議案第 4 号 石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について、議案第 5 号 石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について、議案第 6 号 石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について、議案第 7 号 石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部改正について、議案第 8 号 石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部改正について、議案第 9 号 石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部改正について、議案第 10 号 石狩市公民館条例施行規則の一部改正について、議案第 11 号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について、以上 9 議件について説明申し上げます。この 9 議件とも改正行政不服審査法の施行に伴い、不服申立てに関する規定を教示するなど所要の改正を行おうというものでございます。詳細につきましては、担当の方から、一議案ずつご説明させていただきますので、宜しくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

（蛭谷総務企画課長）私から議案第 3 号から議案第 11 号までの計 9 議案について説明申し上げます。これら関係議案につきましては、その内容は別冊資料の 14 ページから 58 ページにかけて記載されております。改正の大きな趣旨といたしましては、ただ今、教育長からの説明にもありましたように行政不服審査法の全部改正行われまして、行政処分に対する不服申立ての手続きに関し制度変更が行われたところでございます。その主な内容といたしましては、処分に対する不服の申し出期間を 60 日から 3 ヶ月に延長するなど、国民の権利を救済する不服申立て制度の利便性を図る制度改正が行われました。この改正に基づき既存の処分通知の様式について所要の改正を行うとともに、この度の制度改正を機会に従来規則で定める様式に手続きを明記していないものについても、申請が年間相当数に及

ぶものや定期的に申請が見込まれる事務については関係する様式を規則において整備し、不服申立て手続きについて明記することとしたものでございます。こういった趣旨に基づきまして、それぞれの規則を改正するものでございます。まず議案第3号ですが、14ページから記載になっておりますが、まずこの通学規則については、市として指定外通学の変更の申立てという部分が行われますので、それに関する所定の様式をまず規則として整備するとともに、この許可の取り消しまたは変更の要件についても併せて第5条で規定しているものでございます。15ページをご覧ください。ここにつきましては、この様式自体について実務上にあわせて今回所要の整備を行うと共に16ページにつきましては、今趣旨にもありましたように、行政不服申し立ての教示文を様式と共に新たに整備するものでございます。17ページのこの通知書についても同様の趣旨で様式を整備するものでございます。続きまして、議案第4号でございますが、こちらの規則において学校施設の使用申請書の様式、こちらが19ページから20ページに跨って記載されておりますが、こちらの通知の部分について不服申し立ての手続きについて明記するものであります。次の別記第2号様式も同様の趣旨で規定を整備するものでございます。

次に議案第5号でございますが、学び交流センターの使用承認書、この通知の書面において資料の25ページになりますが、不服申立てに関する手続きの文章を規定するものでございます。同様の趣旨で次の別記第4号様式、第6号様式も同じように資料の27ページ、29ページになりますが、この手続きについて明記するものでございます。次の議案第6号につきましても、ふれあい研修センターの利用承認書の様式について資料の32ページ記載のとおり、不服申立ての手続きに関して明示するものでございます。同様に附属設備の利用承認通知の様式についても34ページ記載のとおり手続きについて明記するものでございます。次の議案第7号につきまして、こちら創作の家の利用承認書の通知書面において資料の37ページ記載のとおり、この手続きの方法について明記するものでございます。次の議案第8号についてですが、カルチャーセンターの使用許可の通知書面について、資料の40ページ後段になりますが、ここの記載のとおり手続きについて明記するものです。同様に別記第4号様式の通知書においても同様に不服申立てについての手続きについて明示するものです。次の議案第9号ですが、改正の趣旨に基づきまして、この施設の使用許可、承認書の書面において資料の45ページ、また設備の使用許可の減免承認書、資料では47ページになりますが、同様に不服申立ての手続きの方法について明記するものです。また併せて使用変更許可書につきましても49ページ記載のとおり、手続きについて明記するものでございます。次の議案第10号についても同様に、公民館の使用承認書、定期使用の承認書、附属設備の使用承認書につきましてそれぞれ通知書の書面において資料の52ページ

ジ、54 ページ、56 ページに記載のとおり手続きについて明記するものでございます。最後に議案第 11 号でございますが、こちらの規則につきましては既定の通知書の中に教示の文章を登載していたところでございますが、先ほど申し上げましたように不服申立ての期間が変更になったことから所要の改正を行うものでございます。また併せて、従来の制度が不服申立ての手続き上、異議の申立てと審査請求という二種類の手続きが制度上存在しておりましたが、この度の改正で審査請求という区分に一本化されたことから、これらの改正も併せて行うものでございます。以上この 9 つの規則につきましては、行政不服審査法の制度改正の施行日と同じく平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。私から議案第 3 号から議案第 11 号まで説明申し上げました。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

（松尾委員）内容そのものではないのですが、今回のこの改正にあたって、付け加えた部分がだいたい“教示”となっていると思うのですが、今のこのご時世に“教示”という表示、表現について違和感があるので、その点についてお伺いしたいのと、今回のこの改正に直接は関係することではないのですが、通学区域を変更してほしいという申請が大体どれくらいあるのかということをお教えいただければと思います。

（蛸谷総務企画課長）私からは松尾委員のご質問の内、いわゆる“教示”の表現について申し上げたいと思います。これは色々表現の仕方が考えられるところでございますが、本市において現在この不服申し立て手続きを明示している規則におけるこのタイトル、それから今回も提案させていただいている規則のほとんどについては“教示”という言葉を使わせていただいております。この経緯につきましては、この行政不服審査法及びこういう行政処分について訴訟を提起する場合の規定を定めております、行政事件訴訟法というこの 2 つの法律において、まずこの不服申し立てそれから裁判を提起する場合の手続きについて、これが可能な場合については行政処分を行った際に書面で行った処分については、書面で教示をすることということでその法律上、それを何というかと端的な言葉とすれば“教示”というような文言が使われているところでございまして、そういうこともありこのような表現をさせていただいているというところでございます。ただ、委員仰せのように、なかなかこの言葉というのは法律的な用語といいますか、一般的には馴染みづらいところではございますので、実際の書面上はこういう形ですが、実際これを出す場合というのは申請者に説明をする機会があったりしますし、実際不服申し立てをされる場合には、お電話でのお問い合わせなどで、その部分については市民の方がきちんとこの制度を正しく理解していただけるよう、

また手続きにおいて事務が煩雑になったり不利益にならないよう、配慮して対応して参りたいと考えております。私からは以上でございます。

（安崎学校教育課長）私からは、指定外通学の方が年間何件程度あるかという趣旨のご質問につきまして、約 30 件程度あるかと思えます。今までの住所から引越しをされてこれまでの通学区域から違う通学区域のところにしたけれども、例えば最終学年でしたので、卒業するまで今までの学校に通いたい、あるいは、お子さんの状況があつて教育的配慮によりこれまでの学校に通うとかそういう例がございまして、それらを含め年間 30 件程度かと思われます。以上です。

（松尾委員）ありがとうございました。わかりました。

（山本委員）今のことに関連してなんですけども、通学区域以外の学校に行きたいという希望があつた場合、例えば、通学区域の学校に入りたい部活がないからという申し出は認められるものなののでしょうか。結構そういう申し出も多いかと思うのがいかがでしょうか。

（安崎学校教育課長）中学入学のときなどに、指定された中学校に入りたい部活がないという場合には基本的には隣接する校区の学校で自分の入りたい部活があれば所定の書類、あるいはこれまでそのスポーツをやってきたことを証明するための学校長の意見書や、本人の申し立てをいただきながら、指定外入学を認めるということをしております。

（山本委員）わかりました。

（門馬委員長職務代理者）他にご質問等はありませんか。

質問なし

（門馬委員長職務代理者）他に質疑等がないようですので、議案第 3 号から議案第 11 号について、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（門馬委員長職務代理者）ご異議なしと認め、議案第 3 号から議案第 11 号につきましては原案どおり可決いたしました。

議案第12号及び報告第1号を非公開とする件について

(門馬委員長職務代理者) 次に、議案第12号「教職員の処分内申について」及び、報告第1号「教職員の処分について(結果)」につきましては、教育委員会会議規則第15条第1項第1号に該当しますので、非公開案件として審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(門馬委員長職務代理者) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。以上で日程第2 議案審議を終了いたします。

日程第3 教育長報告

(門馬委員長職務代理者) 次に日程第3 教育長報告を議題といたします。教育長から報告をお願いいたします。

(鎌田教育長) 2月の定例校長会議から今日までの部分で主なものについてご報告させていただきます。最初に2月16日から3月上旬まで、27年度の学校ヒアリングを7日間に渡って、市内の全小中学校の27年度の学校評価と併せて、28年度に向けた学校方針などを校長・教頭から説明を受けてきたところでございます。次に2月19日、「どさんこ体力アップ強調月間に係る意見交換会」ということで、札幌のかでる2.7で行ったのですが、道教委が進めようとしている「どさんこ体力アップ強調月間」は10月に実施しており、その実施に関しての学識経験者、学校関係者、PTAなど18名が集まっての意見交換の場となっています。市町村教育委員会としては、当別町の本庄教育長と一緒に私が出席をしてきました。主な意見としては、単に体力テストの数値を上げるだけではなく、子どもたちがスポーツや運動を好きになるという取組が大事だということや、公園や広場など運動する場所や環境をどう整備していくか、更には食事と運動の関連など様々な立場から多角的な視野での意見が多く出されたところでございます。次に2月22日、聚富会館で厚田区、本町・八幡地区学校整備検討会が行われました。昨年末

から実施してきました両地区で13箇所に及ぶ保護者・地域説明会で寄せられた要望や意見などの概要を両地区の検討委員に報告し、ご意見をいただいたところでございます。なおこの日をもって、両地区の検討会については一旦解散という形を取らせていただきました。次に、2月23日には管内の市町村別教育推進会議が行われ、これは毎年市内小中学校の教頭や教務主任などを対象に開催しております。28年度の石狩管内の教育推進計画の概要について、石狩教育局の担当職員が来られ、説明を受けたところでございます。次に、2月26日には市民図書館の開館15周年記念講演ということで、市民図書館の設計者であります、下村先生を招いての講演と座談会、館内の見学会を実施したところでございます。次に、3月11日に28年の第1回定例市議会の代表質問ということで、実は市長がインフルエンザにかかりまして一週間延期して行われました。教育関係については、私の28年度の教育行政執方針に関しての質問を三つの会派の代表の方から受けたところでございます。1つには学力向上、それから学校整備に関すること、それから文化振興、その他、新給食センターに関すること、学校図書館とNIE教育、いわゆる新聞を活用した教育についてなど、これらに関する部分の質問を受けたところです。そのほか市長からの市政執行方針関係では総合教育会議、あるいは子どもの貧困対策に対する質問を受けてきたところでございます。それから3月13日ですが、前日の12日から二日間に渡って開催された第28回公民館祭りについては、参加25団体が展示や手作り作品を提供したり、ステージ発表など多彩な内容で実施し、二日間で昨年とほぼ同様の約1,500人以上が来館したところでございます。次に、3月14日に定例市議会の一般質問を受けてきたところであります。これは4人の議員から奨学金制度に関するもの、更には学級崩壊に関する質問、ほかには子どもの健康推進と、運動会の組体操に関する質問、子どもの貧困対策に関する質問をいただいたところでございます。次に、3月16日に花川中学校ソフトボール部が、第12回都道府県対抗全日本中学女子ソフトボール大会に出場するというので、市長への表敬訪問に立ち会ったところです。これは昨年9月に北海道中学校女子ソフトボール大会に出場しました花川中学校の女子ソフトボール部を主体とした北海道選抜チームの監督、主将、副主将の3名が、広島県の尾道市で行われる全国大会へ出発するにあたっての表敬訪問を受けたところでございます。最後に3月24日ですが、南線小学校3年生の「まちづくりアイディア発表会」が行われました。松尾委員も一緒に出席をいただきましたが、総合的な学習の時間に学んだ石狩のまちづくり、あるいは特産品、歴史、環境など郷土について学習した成果とアイディアを、1クラス各2グループ、計8グループがプレゼンテーションを行い、グループごとに講評し、賞状を授与してきたところで、松尾委員のほか、観光協会の大川代表理事、郷土研究会の村山会長も出席されておりました。大変良い発表だったのでしっかり賞状を授与してきました。私

からは以上です。

（門馬委員長職務代理者）ただ今、教育長から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）まず、2月19日の「どさんこ体力アップ強調月間」について、公園などの施設環境をどうしていくというようなお話だったかと思うのですが、その方向性など少し教えていただければと思います。また2月22日の厚田区、本町・八幡地区の学校整備検討会について、当日どのようなご意見が寄せられたのかということも教えていただければと思います。もう一点、3月4日の石狩教育局の教育支援課長が来庁された件について、お聞かせをいただければと思います。以上よろしく願いいたします。

（鎌田教育長）二点目の学校整備検討会での意見等については、担当から報告いたします。2月19日の「どさんこ体力アップ強調月間」に係る意見交換会については、急に開催するという事になったようで、町村の教育委員会からは当別町の本庄教育長が出席し、市の教育委員会からということで出席してきました。概ね2時間の会議で、18人の出席者から一人ずつ意見を申し上げましたが、方向性は出ておらず、道教委においてこの会議での意見を踏まえて、これから具体的な方向性を出すための作業が行われるということです。会議では、子ども達が運動する場所の関係で、例えば公園でのボール遊びは駄目だというような部分も含めて、そういう環境の中でどうやって学校だけで体力向上をやっていくのか、学校だけでは限界があるという意見のなかで、これからそういった子ども達の身近なところでの環境をしっかりと整えなければいけないというような意見が出されましたが、それに対して道教委はそれを改善するというような前向きな方向性は出されませんでした。おそらくこれから強調月間に向けていろいろな検討がされていくと思いますが、この会議では道教委だけでなく、道の知事部局からも職員が出席していましたので、そのような意味ではすごく良い意見であったと思っています。また、3月4日の石狩教育局の教育支援課長の来庁については、28年度の道教委の各種事業に係る石狩市内の指定校について、その事前の協議ということで来庁されたものです。私からは以上です。

（蛭谷総務企画課長）私からは松尾委員からの二点目のお尋ね、2月22日の厚田区、本町・八幡地区学校整備検討会における出席者からの発言の主なものについてご紹介させていただきます。まず、今回の学校整備の具体策（案）について、両地区のそれぞれ地域にお示しして説明会を開催してきたところでございます。

この両地区にそれぞれ新しい学校環境をつくるということで、統合する学校の場所として、厚田区は厚田中学校、本町・八幡地区は八幡小学校という案を示していますが、その理由について確認する発言がありました。その件に対しましては、まちの集落形成や学校施設の現況など総合的に判断して、案としてその場所を定めたということを説明させていただいております。また、保護者・地域説明会で多く寄せられた聚富地区における統合後の通学先について、是非地域としては八幡小学校と石狩中学校への通学ができるよう強く要望したいということが示されたことに対しまして、そのようなご要望や地域の声を重く受け止めて柔軟な対応について検討していきたいというような説明をさせていただいたところです。また両地区とも、学校が統合することになりますと通学距離が拡大しますので、通学手段や、保護者の就業場所と学校の位置関係について、場合によってはその方向が変わってしまうということもありまして、放課後児童クラブの設置や就学前の子を抱える保護者への配慮という部分についても是非検討してほしいというご意見をいただきました。また、本町・八幡地区につきましては、統合先の場所として示している八幡小学校の位置について、学校の防災機能という面からどうなのかというようなご質問をいただいております。これにつきましては、先日の予算特別委員会でも同様の質問をいただいているところであり、現在石狩市の地区防災ガイドにおいては八幡小学校が収容避難場所ということになっており、今後ハザードマップなどの新たなデータが出た場合には、当然避難先としての位置づけにも関わってきますので、今後市の防災担当と連携するなかで、もしハザードマップのデータや状況が変われば検討する必要があるが出てくるが、現時点で津波の部分については浸水区域にはないということと、150年に一度の確率で起こるような大雨の場合については、海拔5m以上必要という部分と、現在2階建ての市の公共施設であれば場合によっては、例えば今後一時的な屋上部分の設備改修なども考えられるという部分もあり、現時点においてはそのような避難場所の変更を要する箇所が出ていないことなどから、八幡小学校を統合先として考えており、今後、状況の変化があった場合においては必要な検討をしていきますという説明をさせていただいたところです。私からは以上です。

（松尾委員）ありがとうございます。わかりました。

（山本委員）3月24日の南線小学校3年生の「まちづくりアイディア発表会」について、何か印象に残ってるようなアイディアがありましたら教えていただけますでしょうか。

（鎌田教育長）私から賞を授与した2つのアイディアの発表については、「石狩浜

の海浜植物をどう守っていくか」というテーマと、給食に関わって「できるだけ地元の食材を活用したメニューや、石狩鍋を含めた郷土料理、石狩バーガーなどのメニューを出してはどうか」というものでした。松尾委員も出席されておりましたので、ご感想などいただければと思います。

（松尾委員）教育長報告の場をお借りして発言させていただきありがとうございます。それぞれ異なるテーマを取り上げ、子ども達はそれを調べて発表されていましたが、本当に色々なことを調べて、学んで、自分たちで咀嚼をして、きっとそのグループの中での議論を経て、自分たちのアイディアを固めて、最後に発表するというその一連の流れが、とても素晴らしいなと思いました。普段の教科の学習とは違う学びの機会として、大人になっても活用できるような能力、発想だと思いましたし、ハキハキと発表している子ども達の姿が非常に可愛らしかったなということが印象に残っています。ありがとうございました。

（山本委員）普通の授業だけではなく、このような地元のまちづくりのアイディアを自分たちで調べて発表するという授業は、石狩市を愛する心も醸成されると思い、とても良い取り組みだと思いました。ありがとうございました。

（鎌田教育長）一番感心したのは、資料で学ぶだけではなく、現地に行って自分たちの目で見て、耳で聞いて学んできたことを、しっかりアイディアとして成果として作り上げて、発表したのが素晴らしいと思いました。そのような意味でふと思ったのは、市民図書館で毎年行っている「調べる学習コンクール」なども含めて、今回の南線小学校でだけではなく他の学校でも行われている、このような石狩市の子ども達の取り組みや頑張りを、どのように広く市民の皆さんにお知らせし、PRするかについて、もっと考えなければならぬと感じました。

（門馬委員長職務代理者）ありがとうございました。他にありませんか。

（松尾委員）もう一点お伺いします。3月23日に行政改革推進本部会議が行われており、この会議は市全体の仕事の進め方などの改善、改革について話し合われたのではないかと思います。特に教育委員会として何か取り組みだとか方向性みたいなものがあればお聞かせいただければと思います。

（百井生涯学習部長）基本的にこの会議は全庁的な取り組みでして、教育委員会所管では具体的に既に取り組みされた案件として、給食センターにおけるPFIなど、行政だけではなく民間の力を活用するという視点での具体策として、教育委

員会では給食センター建設が予定されていたものですから、P F Iなどの民間の活力を使った手法を検討するということが計画に入っておりました。この結果はご承知のとおり、これらについて検討した結果、一部業務を委託する方式で行ったほうが良いという結論には至りましたけれど、そういった取り組みをしたということが教育委員会としての具体的なものです。

(松尾委員) わかりました。

(門馬委員長職務代理者) 私から一点、お伺いします。3月16日の星置養護学校の卒業式についてですが、紅葉山分校の子ども達は、本校に出向いて卒業式に参加するのですか。

(鎌田教育長) はい。本校で行われる卒業式に出席します。紅葉山分校では式は行われません。

(門馬委員長職務代理者) わかりました。他に質問等はありませんか。

質問なし

(門馬委員長職務代理者) ご異議なしと認め、教育長報告を了解いたしました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項①「厚田資料室の休館について」

(門馬委員長職務代理者) 次に日程第4 報告事項を議題といたします。報告事項①「厚田資料室の休館について」事務局からご説明をお願いいたします。

(工藤文化財課長) 私から厚田資料室の休館についてご報告をさせていただきます。厚田資料室は合併前の厚田村時代から主に厚田の歴史、或いは厚田出身の著名人を扱う資料館として公開されておりました。現在、厚田公園内で進められている、厚田道の駅の建設事業に伴い本年度は一時休館することとし、平成28年3月17日付けで工事を着手致しました。休館するにあたっては、これまで資料室を地域学習などで活用していた市内小中学校に影響が出ないように対応して参りたいと考えております。私からは以上です。

（門馬委員長職務代理者）ただ今、報告がありました。この件について、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）新しい形になるまでの間、資料をどこかに保管をしないといけないと思うのですが、その点に関してはどのような感じになりそうでしょうか。

（工藤文化財課長）これまで厚田資料室で展示していた資料については、基本的には厚田区内で保管したいと考えております。今、場所の調整をしているところですが、若干少し縮小した形にはなるとは思いますけれども、厚田区内で展示を続けられるように、場所等を調整しているところです。

（門馬委員長職務代理者）先ほど、学校の学習に影響が無いようにするというお答えでしたが、具体的にはどのようにするのでしょうか。

（工藤文化財課長）厚田資料室は、これまで厚田区内の小学校で主に3年生の地域学習として隔年で見学されてきたところで、28年度は見学学習が行われない年になっていますが、厚田区の学校だけではなく、27年度については南線小学校の3年生も厚田資料室の見学をされていますので、1つは見学できる場所を確保することと、展示内容等について若干少なくなるのはやむを得ないことと思っておりますので、学校と協議して、例えば資料館の学芸員が学校に赴いて出前授業を行うなどの対応も考えています。

（門馬委員長職務代理者）わかりました。その他にご質問等はいかがでしょう。

（山本委員）資料館のリニューアルは、道の駅オープンと一緒にやるということでしょうか。

（工藤文化財課長）現時点では、道の駅の二階に展示施設を設けることを計画しております。基本的には平成30年のオープンと併せた形で進めるということになるかと思えます。

（山本委員）わかりました。

（門馬委員長職務代理者）その他にご質問等はいかがでしょう。

質問なし

（門馬委員長職務代理者）他に質問がないようですので、報告事項①を了解ということにしてよろしいでしょうか。

異議なし

（門馬委員長職務代理者）ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。以上で日程第4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

（門馬委員長職務代理者）日程第5 その他を議題とします。事務局から何かございますか。

なし

（門馬委員長職務代理者）教育委員から何かございますか。

なし

（門馬委員長職務代理者）それでは、日程第5 その他を終了といたします。

日程第6 次回定例会の開催について

（門馬委員長職務代理者）次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題といたします。次回については、4月26日の火曜日、13時30分からの開会を予定しております。よろしくお願いいたします。

（門馬委員長職務代理者）以上を持ちまして、公開案件は終了いたします。非公開案件の説明員以外の方はご退席をお願いいたします。

【休憩 15:31～15:35】

【非公開案件の審議等】

15時35分～15時50分

閉会宣言

（門馬委員長職務代理者）以上をもって、3月定例会の案件は全て終了いたしました。以上で、平成28年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉 会 15時51分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第12号 教職員の処分内申について

原案どおり可決した。（質疑等省略）

報告第1号 教職員の処分について（結果）

事務局からの報告を了解した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年8月1日

委員長職務代理者 門馬 富士子

署名委員 山本 由美子